

つくば市記者会 御中

発信日：令和元年（2019年）6月17日（月）

発信元：つくば市総務部ワークライフバランス推進課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

本庁舎など市の公共施設を 敷地内全面禁煙に



望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへ。

健康増進法の一部を改正する法律の施行により、令和元年7月1日から行政機関の庁舎等が原則敷地内禁煙となることに伴い、望まない受動喫煙の防止を図るため、つくば市公共施設について、敷地内全面禁煙とすることとしました。

- 1 開始日：令和元年7月1日（月曜日）
 - 2 対象施設：本庁舎、コミュニティ棟、消防庁舎、各保育所、各幼稚園、各小中学校、子育て総合支援センター、各児童館、荃崎児童センター、各児童クラブ、各福祉支援センター、各保健センター、健康増進施設いきいきプラザ、各老人福祉センター、各消防署、つくばイノベーションプラザ、各窓口センター、消費生活センター、市民活動センター、各地域交流センター、各市民ホール、市民研修センター、働く婦人の家、ふれあいプラザ、ノバホール、つくばカピオ、さくら民家園、中央図書館、各資料館、各体育館、ウェルネスパーク、各給食センター、教育相談センター、総合教育研究所、水道監視センター
※ 24時間勤務体制の消防署員については一部の時間を除く
※ 各施設の駐車場も含む
- 上記以外の施設については建物内禁煙とするとともに、今後敷地内全面禁煙に向けて検討していきます。
- 本庁舎における現在の喫煙所に、禁煙のお知らせ掲示を6月18日（火）17時に行います。